

群馬県民間社会福祉施設整備資金貸付制度運営要領

第1 目的

民間社会福祉施設における施設整備事業に必要な資金の融資については、「群馬県民間社会福祉施設整備資金貸付制度要綱」（以下「要綱」と言う。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 貸付審査会

- 1 貸付審査会の委員は次の職にあるものとし、群馬県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」と言う。）が委嘱又は任命するものとする。
 - (1) 学識経験者は、群馬県議会健康福祉常任委員長、群馬県共同募金事務局長。
 - (2) 県社協役員は、会長、副会長、常務理事、事務局長。
 - (3) 関係県職員は、健康福祉課長、介護高齢課長、子育て支援課長、障害政策課長。
- 2 貸付審査会に委員長、副委員長各1名をおき、委員の互選とする。
- 3 委員長は会務を統括する。
- 4 委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。
- 5 貸付審査会は、必要のつど委員長が招集し、議長となる。
- 6 貸付審査会は、次の事項を審査する。
 - (1) 貸付資金申し込みに係る貸付の可否。
 - (2) 各種申請に係る貸付の可否。
- 7 貸付審査会は、委員総数の過半数以上の出席がなければ会を開き、議決することができない。ただし、特別の事情があるときは、県社協会長の命を受け委員長は、文書をもって意見を求め貸付審査会に代えることができる。
- 8 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 9 貸付審査会の会務は、県社協事務局が処理する。

第3 幹事会

- 1 この制度を運営するため幹事会を設け、貸付審査会において審議する事項の事前審査及び審査をさせることができる。
- 2 幹事は、関係県職員及び県社協職員で組織するものとし、県社協会長が委嘱又は任命するものとする。

第4 貸付審査基準

この資金の貸付は、次の点を考慮し行うものとする。

- (1) 整備事業計画が適切で、その実施が確実であること。

- (2) 貸付金の使途が適正であること。
- (3) 償還の履行が確実であること。
- (4) 貸付金に見合う物上担保及び確実な保証人があること。

第5 貸付資金の申し込み

貸付資金の申し込みは、次の書類を添付した申込書を、県社協あて提出するものとする。

長期資金（第1号様式）

- (1) 資金借入申込書
- (2) 各種計画書（整備計画、資金計画、償還計画、平面図）
- (3) 資産状況書
- (4) 予定担保物件及び予定保証人の状況
- (5) 当該年度の収支予算書
- (6) その他、借り入れに必要な書類（理事会の議事録等）

短期資金（第1号様式）

- (1) 事業計画書、資産状況書、連帯保証人の状況（第1表～第3表）
- (2) 資金借入に係る収支予算書
- (3) 資金借入に関する理事会の議事録
- (4) 連帯保証人の所得証明書又は所得申立書
- (5) 連帯保証人の固定資産評価証明書

第6 変更事項等の承認、届出

要綱第12に定める変更事項等の承認、届出の様式は次のとおりとする。

- (1) 事業計画変更承認申請書 (第3号様式)
- (2) 借入辞退届 (第4号様式)
- (3) 事業完了報告 (第5号様式)
- (4) 担保物件変更承認申請書 (第6号様式)
- (5) 連帯保証人変更承認申請書 (第7号様式)
- (6) 債務者変更承認申請書 (第8号様式)
- (7) 借入金償還方法変更承認申請書 (第9号様式)
- (8) 遅延損害金減免承認申請書 (第10号様式)
- (9) 事業報告変更届（短期資金） (第11号様式)
- (10) 短期資金事業完了報告 (第12号様式)

第7 償還方法の変更

借受者は、次の理由により償還日までに償還金の支払が困難であるときは、借入金償還方法変更承認申請書を提出することができる。

- (1) 災害により施設が滅失したとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない理由により、設備の整備又は修理等のため、不測の経費を要し、このため償還が著しく困難になったとき。
- (3) その他真にやむを得ない客観的な事情があるとき。

第8 遅延損害金の減免

1 要綱第11により、遅延損害金の全部又は一部を免除できる場合とは次の場合をいう。

(1) 遅延損害金の免除

- ア、 災害により施設が滅失したとき。
- イ、 災害により施設の3分の1以上を焼失、損壊又は床上浸水等の被害を受けたため、法人の財政が著しく困難になったとき。
- ウ、 その他、ア及びイに準ずる場合、及び真にやむを得ない客観的な事情があるとき。

(2) 遅延損害金の減免

- ア、 災害が前(1)のア及びイの程度には達しないが、このため法人の財政が困難になったとき。
- イ、 法人が直接災害を受けないが、付近一帯に災害があり、このため償還財源となっていた寄付金等の募集が困難になったとき。
- ウ、 償還財源となっていた補助金、助成金、分配金等が交付側の都合により減額されるか、又は交付が延期されたとき。
- エ、 災害その他緊急やむを得ない理由により、設備整備又は修理等のため非常の経費を要したとき。
- オ、 その他アからエまでに準ずる場合、及び真にやむを得ない客観的な事情があるとき。

(3) 前(2)遅延損害金は原則として年14.6パーセントとする。

2 遅延損害金の減免を受けようとする者は遅延損害金減免承認申請書を提出するものとする。

第9 借受者から償還期日前30日以内に償還金の全部又は一部について払い込みを受けたときは、償還期日に払い込みがあったものとみなし、利息の差し引き計算はしないものとする。

第10 貸付対象事業の調査

県社協会長は、必要があると認めるときは、借受人に対し貸付対象事業について報告させ、又は調査することができる。

第 1 1 雑則

この要領による以外の様式、備付又は保存すべき帳簿等の内容は県社協会長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の一部改正は平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領の一部改正は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領の一部改正は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領の一部改正は平成 9 年 6 月 3 日から施行する。
- 6 この要領の一部改正は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領の一部改正は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要領の一部改正は平成 1 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 9 この要領の一部改正は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 0 この要領の一部改正は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

